

監事が招集する社員総会は違法です

社員の皆様は、社員総会に協力しないでください

P-001
先日、監事2名から社員の皆様の所に、「播磨自然高原クラブの現状のご報告と今後の対応について」(令和6年7月8日付、以下監事の文書)の文書が届いているかと存じます。何故、監事からこのような文章が届いたのか不思議に思われておられる方も多いと思います。

まず、監事が社員総会を招集する権限があることは、一般社団法人法にも高原クラブの定款にも明記されておらず、監事が社員総会を招集する行為は違法行為になります。

社員の皆様は、このような違法な社員総会に協力しないでください。社員総会の案内や議決権行使書が届きましたら、そのまま提出しないようお願いします。

監事2名が提言し、招集をよびかける今回の社員総会は違法であるにかかわらず、なぜこのような暴挙を計画するのでしょうか?

(理由)

1. 岡庭代表理事が過去に行ってきた違法行為の数々を無し崩しにして岡庭体制の持続をするため

岡庭代表理事らの定款違反及び違法行為等は、次ページの通りです。

2. 岡庭代表理事と黒兼氏が協力して高原クラブの運営をするため

今回社員総会の理事候補者らは、かつて黒兼氏が社員総会をしようとして流会した時の候補者が占めているようです。黒兼氏は令和2年7月31日解任されて以降、管理事務所を閉鎖し、無駄に管理費を費消して高原クラブから2100万円の損害賠償請求を提訴されている被告側です。

もし彼らが、理事になれば、当然2100万の損害賠償金の支払いは危ぶまれます。

3. 産廃反対を強く推進している自治会つぶしのため

岡庭代表理事は、井口上郡町会議員(上郡町会議員10名のうち唯一産廃を推進している議員)に、「自治会が補助金を不正受給しているのではないか?」と相談しにいっています。その事実は全くありません。その井口議員は、自治会に照会することもせず岡庭代表理事のいうとおりの質問を議会でしていました。

岡庭代表理事は、井口議員の祝賀会に出席したり、黒兼氏らと会食するなど親交を深めています。

以上の事実を社員の皆様が受け止め、この高原クラブを託す相手を間違えないようにお願いします。

無駄な裁判や時間を費やさないためにも、監事が提言する社員総会にご参加されないようお願いします。

理事会も開かれないと、理事の任期が切れる、高原クラブ運営はどうするの?という疑問については、あらためて皆様にご連絡をいたしますので、よろしくご協力をお願いします。

岡庭代表理事らの定款違反及び違法行為等について

- ① 岡庭氏は、自らが執行役員として週4日働き、月額32万の報酬を得ようとした。
社員総会の決議なしに理事は報酬を受け取れない。 *定款27条違反
- ② ①について反対した従業員2名を不当解雇したため この2名の従業員から解雇無効等で提訴されている。
*労働契約法16条違反
- ③ ①に反対した丸山理事の名誉を著しく棄損し、損害賠償請求訴訟を起こされている。
*刑法230条違反、民法709条違反
- ④ 月額32万円の報酬を得ることがむつかしいと判断した岡庭氏は、すぐ自治会を脱会し、「自治会が不正受給している」というデマを流し、かつ産廃設置賛成派の議員と親交を深めている。
*刑法233条違反
- ⑤ 仁木島理事が昨年の3月に辞任届を出しているのにかかわらずそのまま握り潰し、放置していた。にもかかわらず、仁木島氏が理事会に出席せず、理事会が開かれないので承認できないと虚偽発言をのべている。仁木島氏は辞任届提出後、2回理事会は開催されたが、岡庭代表は辞任届を握りつぶした。 *定款施行規則11条違反
- ⑥ 令和5年4月末まで及び令和6年4月末までに、代表理事は第20期及び21期の事業計画書及び収支予算書を作成し理事会の承認を受けなければならぬが、岡庭代表理事はしていない。
*定款36条違反
- ⑦ 令和5年5月14日の理事会で、丸山理事を特別利害関係人であると法律をねじまげて、理事会から排除し、本来すべき議案を一切審議しなかった。 *法95条2項違反
- ⑧ 令和5年7月30日の理事会は10名のうち、5名の理事しか参加しなったにもかかわらず、理事会は成立したとして、定時社員総会を8月26日に開催する決議を5名の理事で行い、丸山理事らが抗議すると、速速で中止案内を社員に郵送するなど、無駄に会費を浪費し続けていた。違法行為を行っていたのにかかわらず、昨年の社員総会が開催できないのは5名の理事の責任だとしてデマを吹聴している。
*定款17条違反
- ⑨ 社員総会は毎年7月中にしなければならないと定款にさだめられているのかかわらず、20期の社員総会はいまだに開催しない。
*法36条1項、定款15条違反
- ⑩ 令和4年10月29日の理事会以降の議事録が作成されていない。議事録を開示請求をだしても開示されない。にもかかわらず、令和5年8月29日の定時社員総会議案書には、議事録があるかのように記載されている。
*法95条第3項違反
- ⑪ 社員名簿の閲覧・謄写を岸波理事が請求したが、一切認めないと訴し、裁判所の仮処分決定後、ようやく開示した。
*法32条違反
- ⑫ 上郡町から配布される月一回の自治会広報誌を自治会長宅に運ぼうとした業者に対して、第一ゲートで追い返した。町の職員から、連絡あり。